

令和 7 年度

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会(第 3 回)

議事要旨

1. 日 時

令和 8 年 1 月 28 日(水) 15:00～18:00

2. 場 所

株式会社プレック研究所 2 階会議室(Web 併用)

3. 出席者(敬称略)

(検討委員)

石井 信夫 東京女子大学 名誉教授
勢一 智子 西南学院大学法学部法律学科 教授
寺田 佐恵子 大阪公立大学農学研究科 助教
原 久美子 公益社団法人日本動物園水族館協会 専務理事
三橋 弘宗 兵庫県立大学自然・環境科学研究所自然環境系生態研究部門講師
箕輪 さくら 信州大学経法学部総合法律学科 准教授

(関係者)

城ヶ崎 裕海 認定 NPO 法人 TSUBASA

(環境省)

野生生物課 川越課長、笹渕課長補佐、守課長補佐、和田係長、
坂口係員
希少種保全推進室 北橋室長、吉澤室長補佐、本田室長補佐、橋口室長補佐、
今井環境専門員

(事務局(株式会社プレック研究所))

橋口、村田、佐々木、中居、西田

4. 議事概要

<挨拶>

1. 希少種の流通管理の在り方について

- ・環境省から資料1に基づき、ペット流通種の譲渡し等規制に係る課題と個体識別措置に係る課題について説明。国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の概要、個体等登録制度、やむを得ない事情による譲渡しが必要となる事例を紹介。(環境省 守)
- ・認定NPO法人TSUBASAから、希少種の鳥類の保護活動の現場における課題を説明。登録票の認知度が低いこと、緊急性の高い相談への対応の困難さ、未登録個体の引き受け先の課題などを報告。(城ヶ崎氏)

(意見及び質問)

石井座長

- ・やむを得ない事情により譲渡し等が行われた件数が多く、早急に対応を考える必要がある。附属書Iでも種ごとに繁殖個体の譲渡し等の適用除外規定が決まっているのか確認したい。

>種ごとに定められている。繁殖の技術が確立されている種等が対象となっている。(環境省 守)

勢一委員

- ・個体等登録は法律上「任意規定」であり、所持すること自体に義務は課されていない。そのため、取引の必要性が生じない限り登録がなされず、結果として未登録個体が社会に散在する要因となっている。輸入量と個体等登録数のギャップから、相当数の登録されないまま高齢化していく個体が社会に散在している状況である。制定時の経緯等について教えていただきたい。

>譲渡し等や販売又は頒布のための陳列又は広告を規制しており、取引を規制していることで、所持状況まで全て把握しなくても希少種の保全には問題ないという認識である。(環境省 守)

- ・やむを得ない事情や一時的な預かりの定義をどうするのか、預かる場合の個体の適正管理をどう担保するのが課題である。法的に認められるような団体・組織にせざるを得ないという印象である。

TSUBASAさんのように、希少野生動物種の引き受けが可能な民間の団体は、全国にどのくらいあるのか教えていただきたい。

>やむを得ない事情としては、生きている個体かつ商業目的でないことを前提に、所有者の健康状態によるもの、経済状況によるものなどが考えられる。一時的な預かりについ

ては、種の保存法に基づく譲渡し等に関する届出の期限である 30 日というのが一つの線引きとしてあり得る。個人への譲渡し先については個体の適正管理が課題で、獣医師が在籍している NPO 法人などが考えられる。TSUBASA のような団体は全国に何件あるかは把握していない。(環境省 守)

>一番多いのは飼い主様が亡くなられた後や入院中で連絡が取れない状態で、飼い主様以外の方からのご相談である。他の団体さんについては全国的に何件あるのか把握していない。(城ヶ崎氏)

箕輪委員

・元々の所有者と一時的な所有者間でのやり取りの際に金銭の授受が生じる可能性はあるのか。また、公的機関や NPO 等の受け入れ先が、物理的な収容スペースの不足だけでなく、適正な飼育管理ができなくなる「キャパシティオーバー（収容能力の限界）」に陥る懸念はないか。長寿命な希少種において、安易な引き受けが多頭飼育崩壊や動物福祉の低下を招くリスクはないか、見解を伺いたい。また、動物愛護管理法の第 8 条の説明義務の中で登録票に関する説明はなされているのか。

>金銭の授受については、現状確認を行っていない。国内希少野生動植物種の昆虫標本では、個人間での譲渡し等に際して実費相当の授受を認める運用を検討中だが、営利目的の販売にならないようチェックが必要と考えている。受け入れ先のキャパシティオーバーについては、ご指摘の通り、物理的限界や飼育の質の低下を含め、その可能性はあると認識している。動物愛護管理法の説明義務に、種の保存法の個体等登録制度に関する説明は含まれていないと認識している。(環境省 守)

・新たな動物の流れをつくることで、犬猫で先行している保護犬ビジネスの問題点、保護団体の多頭飼育崩壊の問題、販売時の適正飼養確保に関する問題などが、希少種でも起こる懸念がある。現行の登録制度が十分に機能していない状況下で規制緩和を進めることは、慎重さを欠いており、時期尚早ではないか。流通に関しては動物愛護管理法頼りになっているが、動物愛護管理法の中では希少種について特段意識されておらず、対象となる哺乳類、鳥類、は虫類を除いては流通管理がない状況にある。流通に関して根本的に見直す必要があるのではないか。

>個体等登録のシステム自体が、商業目的を含む譲渡し等を一定程度自由に行えるようになるものであることから厳格に運用しており、登録しづらい状況になっている。過去に実施した、より多くの人に登録を促すようなキャンペーンなどは考えられる。(環境省 守)

>登録票の趣旨は、商業的な流通をする時に毎回許可手続きをしなくて済むようにするためのもので、個人が飼い続けるためには必要ない。今回のケースに対応するために登録

票を取得してもらうように促すのは、最初の制度の考え方とは違って来る。(環境省 笹
淵)

寺田委員

- ・譲渡し等の許可対象の目的を追加することで適用除外になるものがあり、その範囲の整理を行うにあたっては、主体は誰か、一時的な譲渡しか恒久的な譲渡しか緊急性の有無などの論点を組み合わせた場合分けにより整理するとわかりやすいのではないかと。
 - ・種の保存法は種の保存を目指している法であり、その規制において、動物愛護法などに定められる個体の福祉、個体の扱いという部分をどのように取り入れていくのかという悩ましい論点が内包されている。一方で、すでにマイクロチップ挿入の基準において、体サイズが考慮されているということは、すでに種の保存法の譲渡規制において個体の生死や安全に関わる動物福祉的観点も考慮されているともいえる。
 - ・登録困難な「やむを得ない事情」に陥る事例が増えていかないよう、輸入や購入段階での規制の周知徹底も重要である。種の保存法という枠組みにとらわれず、世界野生生物の日(3月3日)のキャンペーンなどの際に登録手続きについても周知してはどうか。
- >譲渡し等の許可の対象となる目的に動物福祉の考え方を導入していくのは課題である。運用上のマイクロチップ挿入基準にサイズ規制を設けるという福祉的観点は導入されているが、法の目的に基づき厳格に判断される許可や適用除外の規定とは、その趣旨が異なる。周知を進めていくが、将来的に希少種の飼育をどうしていくかも同時に考える必要がある。(環境省 守)
- ・繁殖個体の流通が多い種として適用除外になる道がありうる種というのは、例えばアオマルメヤモリのように、附属書Ⅰに掲載されて国際希少種になってから、主に輸入ではなく国内繁殖による登録数が増えている種などという理解でよいか。
- >そうである。流通状況の調査をしっかりとっていく必要がある。(環境省 守)

石井座長

- ・どのパターンの件数が多くて早急に対応を考えないといけないかという整理が必要である。ヨウムとマダガスカルホシガメについては、当初は附属書Ⅱだったため登録が必要なかったが、附属書Ⅰになったことで輸入量と登録数にギャップが生まれたのではないかと。
- >保全上どういう課題があるかについて、取引の規制によるその種の保存への影響の大きさを測るのは難しいところで、基礎研究レベルで検討が必要なところである。(環境省 守)

原委員

- ・問題の本質は、対象となる「生きている」動物の動物福祉の状態が下がる状況をどのように解決するかである。譲渡し等の目的を設定することがポイントになる。

2. 認定希少種保全動植物園等の在り方について

- ・環境省から資料2に基づき、認定希少種保全動植物園等(認定動植物園)の在り方について説明。制度創設当時の議論とその後の状況、認定が進まない原因、手続きの合理化に関する対応案、認定メリットの向上について説明。(環境省 橋口)
- ・JAZAの原委員から、認定制度に対する受け止めと現状について説明。準備が必要な書類の量が多い、審査結果が返ってくるまで時間がかかるなどの課題により、申請のネガティブな前評判が広がってしまった。日本産希少種の域内保全に取り組むという条件がハードルとして高い。申請のハードルが下がれば認定申請を行う園館も増えていくのではないか。(原委員)

(意見及び質問)

勢一委員

- ・認定希少種保全動植物園の定義が法律上なく、認定された園がどのような公的な地位になるのかがわからない。定義を置くという議論はなかったのか。あるいはもう少し具体的な役割内容をどこかに定めるということはなかったのか。
 - ・認定の効果が法的によくわからないので、認定のメリットがあまり見えてこない。法的な立て付けで見ると、認定のメリットはむしろ譲渡し等の手続き規制の緩和の方が大事なメリットである。
 - ・新たな枠組みとして複数園館による個体の共同管理を国が定めた要件を満たした計画として認定することの意味がどこにあるのか。認定園にはなっていないけれど、共同管理等のネットワークに入るといった形にも見え、ますます認定園になるメリットについて疑問が生まれる。
- >法律上の定義に関する経緯については追いきれていないのが正直なところだが、動植物園が生物多様性の確保に必要な役割を果たしている旨とその責任を第2条に位置づけたことと、認定をセットでやっていくということで制度の創設当時は説明していた。認定園の審査基準については基本方針や施行規則に書かれている。本来であれば、法的に認定園の定義がされていて、そのための審査という流れが明確だという見方があるのだと理解した。当時は認定することで公的役割を明確化したいというのが先にあり、法改正するには手続きの緩和を入れないと説明が難しいので、このような形になっているのだと認識している。(環境省 橋口)
- >複数園館による個体の共同管理が進めているものを認定園として認定することの意義について、認定園は対外的に社会へアピールするものとして重要である一方、計画のもと複数園で共同管理されている取組について認定園の審査時に申請資料を省略可能とするのは実務的により取組みを円滑にするためのもので、役割が違う。新たな枠組みは、

種ごとにすでに共同管理の取り組みをされているものについてはその資料を活用できた方が効率的ではないかという発想である。(環境省 橋口)

>法的な整理としては、保護増殖事業に基づく手続き省略の規定の中に認定動植物園制度がある。動植物園全体の役割は法律自体には書いてないが、希少種を管理できる能力・施設を持つ園館として明確化している。法的な意義は、主に譲渡し等に関する手続きが省略されることで、希少種保全をよりスムーズに行っていただくことである。(環境省 北橋)

- ・認定が置かれた経緯は説明でわかったが、それは法的にはどこにも書いてないので、施設の位置付けをしなければ認定を受けたことの対外アピールにもならない。

石井座長

- ・国内希少種の保護増殖事業に関わっている全ての動植物園が認定動植物園になっているわけではないのか確認したい。保護増殖事業に関わってくれる動植物園には認定動植物園になってもらうという考え方があるのでは。

>保護増殖事業計画がある種については、園館が連携管理を行う場合は譲渡しの手続きが緩和されているので、認定のメリットがない状態が起きている。(環境省 笹渕)

>国際種と国内種、保護増殖事業計画がある種との関係を分けて、認定動植物園の役割を位置づける整理が必要である。(環境省 北橋)

- ・国際希少種だけを持っている動植物園は認定動植物園になり得るが、国内種の保護増殖事業とは関係ないということか。

>保護増殖事業をやっていない国内希少種(計画が立っていない 379 種)について、飼育したい場合には手続きが必要なので、認定動植物園になることで手続きが緩和される。(環境省 北橋)

- ・どのパターンが何件あって早急に対応を考えないといけないかという整理が必要である。厳密にするのも一つだが、緩和しても保全上の影響が少ないだろうという整理もあるとよい。

寺田委員

- ・国際種については、大型類人猿など、ワシントン条約の規制に関わらず保全目的であっても生息域外に個体を輸出しないという見解が関係者の間で醸成されている種もある。動物園間の移動手続きの緩和が、こういった種の国内個体での繁殖努力や、その他環境教育や普及啓発などを容易にするようであれば保全へのメリットがあるだろう。

- ・他にも、動植物園の中には、飼育環境での研究とフィールドワークの連携、生息地の保全活動への資金や知識の還元により、域内での種の保全保護に貢献している園もあると

聞く。国際種についての手続き緩和の意義を整理することも有用ではないか。

箕輪委員

- ・認定希少種保全動植物園の一覧は環境省のホームページで公表されているが、一般人にはわかりづらいもので、社会的な信頼を与えるという観点からすると機能していない表示の仕方である。法を整備する以前にできることはいろいろありそうである。
 - ・飼育に関するノウハウを共有する場面があるということなので、種ごとに手続きを変えるのであれば、種ごとのネットワークという形にして、知識やノウハウや研究成果も流していく、保護増殖事業に近いようなものになっていくという形になるのではないか。
- >保護増殖事業の対象種については、飼育園館による飼育管理検討会などの技術交流の場が種によっては設けられており、ノウハウを共有している。保護増殖事業が実施されていない種については不十分などところがあるかもしれない。(環境省 橋口)
- >保護増殖事業に関しては頻繁に会議や意見交換の機会がある。また、JAZA 内では年に一回、動物園技術者研究会や水族館の技術研究会で飼育技術の交流、発表をしている。JAZA が発行する動物園水族館雑誌で技術の継承に取り組んでいる。(原委員)

石井座長

- ・手続きの合理化については、毎年実施している定期報告に加え、5年ごとの更新手続きを求めることが、負担となっている。必要に応じて認定を取り消す仕組みもあるので、整理ができる。出されている案は妥当ではないか。
- ・財政上のメリットがあまりないので、生息域外保全に関する大がかりな事業があつて、それに参画するためには認定動植物園であることを必須とするか優先するとよい。国際種についても何か認定動植物園の役割が具体的な事業としてあるとよい。

三橋委員

- ・動物園、植物園の所管は博物館法に基づき、目的の中に生物多様性、環境保全が明記されている。ただし、博物館法による認定基準や制度上のメリットなども不明瞭で課題はある。
- ・インセンティブは基本的に後からついてくるものなので、制度ができていたら、業界の努力でそれが必要であることがアピールできれば、民間資金も入る。認定されたからインセンティブをもらえるという発想はやめた方がよい。
- ・施設間同士の動物の移動の手続きが楽になるのが生息域外保全の基本的な考え方で、最も重要である。手続きは楽にして、実際の作業する方の負担を減らすことが一番重要で

ある。

3. その他・閉会

- ・環境省から次回の予定の説明等。

以上